

役 割

次の事項について、審査を行う

- ・ 支援の対象とする事業の内容及び上限額その他の事項
- ・ NPO等への支援金の交付先を選考するための公募の方法及び選考基準
- ・ NPO等への支援金の交付先及び当該交付先へ交付する支援金の内容
- ・ その他委員会の審査が必要と認める事項

構 成 員

委員 12名

新玉 早代	日本証券業協会 社会連携本部 サステナビリティ推進室長
板谷 ゆり	児童養護施設 一陽 児童指導員
江上 新治	武雄市教育委員会 こども教育部長
神谷 瑠音	高校生
草間 吉夫	新島学園短期大学 教授
古藤 雄一	大阪市 こども青少年局 企画部 こどもの貧困対策推進担当課長
佐藤 まゆみ	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授
西羅 文香	高校生
伯野 心晴	高校生
長谷川 寛郎	滋賀県社会福祉協議会 事務局長
古川 剛	株式会社壺番屋 総務部 課長
水橋 誉	放課後NPOアフタースクール 聖学院アフタースクール 責任者

1. 事業の内容

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等に支援金の交付を行うことで、運営基盤の強化・掘り起こしを行うとともに、新たな社会課題や支援ニーズに対応するため、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。

2. 対象団体

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）
- ② 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- ③ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- ④ 社会福祉法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 学校法人
- ⑦ その他ボランティア団体や町内会など、非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体等（次の要件を満たすこと）
 - ・ 理事（団体の代表者を含む）を2人以上置いていること（理事が1人の場合は、理事に事故があるとき又は理事が欠けたときにその職務を代行する者を定めておくこと）

3. 募集期間

令和8年8月7日（金）～9月18日（金）（予定）

基金による支援対象事業等について

対象事業	期待する効果の例	審査の視点	支援対象経費等
ア. 様々な学び・多様な体験の支援	進学率の向上や 退学率の低減、 体験格差の解消等	①計画性 目的に沿った目標 の達成に向けた計 画が立てられてい るか ②連携 地域における多 様な関係者と連携 する工夫があるか （事業Bは記載しやす くするために配慮） ③広報 積極的な広報、情 報発信の工夫があ るか（事業Aは戦略的 な広報であるかも加 味） ④継続性 基金による支援後 の見通しがあるか	事業A 新規又は拡充事業について活 動を支援し、団体の運営基盤 の強化を図る事業。 支援額：150万超～400万以下 （変動加算100万） ※事業Bとの同時申請は不可。
イ. 居場所の提供・相談支援	社会的孤立の解消等		事業B（少額支援枠） 小規模での活動を行う団体に 対する支援。 支援額：150万以下 （変動加算50万） ※立上げ支援を強化するため、設立年月日か ら満5年以内の団体については、優遇考慮す る。 【事業A・B共通】 ※過去に3回採択されたことがある団体でも 応募できることとするが、事業審査委員会 での審査のもと、3回採択されたことがない団 体を優先的に採択する。
ウ. 衣食住など生活の支援	栄養ある食事の確保 や正しい生活習慣の 習得等		
エ. 児童又はその保護者の 就労の支援	就労率の向上や安定 した収入の確保等		
オ. 児童養護施設等の退所者 等や里親・特別養子縁組 に関する支援	児童養護施設退所者 の生活基盤の確立、 里親委託率の向上等		
カ. 新たな社会課題や支援 ニーズに対応した事業 （若年妊婦支援、ヤング ケアラー支援、若者支援 など）	若年妊婦、ヤングケ アラー、若年など、 様々な対象者への支 援の拡充		
※キ. その他、貧困の連鎖の解消につながる事業や、こどもの貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する事業も対象事業となる。			